|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　２　保健・医療の確保  （１）巡回相談指導事業による健康相談の実施  【第４ １（５）ホームレス個々の支援方策を踏まえた自立支援の実施 **第２項目** 再掲】 | | | |
| 実施計画内容 | 〇保健師や精神保健福祉士などの専門職の同行による健康相談、保健指導を定期的に行い、ホームレスの健康維持、清潔な衛生状態の保持、心身の疾病や障がいの可能性などの早期発見に努めます。また、受診を要するホームレスを把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への受診につなげます。 | | | |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり専門職による個別支援を行った。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  〇専門職と連携して、多様な課題を抱えるホームレスの個々の状況に応じた支援をした。  ○福祉事務所や施設管理者と連携し、医療機関につなぐことができたが、受診調整に時間を要したケースもあった。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○円滑に医療の確保ができるよう、医療機関の情報を把握することが課題である。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇ホームレスの個々の課題に応じたきめ細かな支援を行うため、引き続き、専門職による個別支援を実施する。  ○ホームレスが必要な治療を受けることができるよう、引き続き、関係機関と連携し、医療機関への受診につなげる。 | | | |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　２　保健・医療の確保  （２）関係機関の連携による適切な医療の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇保健・医療の確保に資するため、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所、救急などの関係機関及び巡回相談指導事業の円滑な連携確保に努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり保健師、看護師及び精神保健福祉士が健康相談及び保健指導を行った。また、医療等の関係機関との連携を行った。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  〇健康状態に不安を抱えるホームレスを中心に、健康相談やバイタルチェックなどを実施することで、疾病などの早期発見につながった。また、健康の維持や衛生状態の保持に関する支援を行い、健康状態の悪化を防いでいる。 | | | |
| （3）課題・問題点 | 〇ホームレスの中には、健康相談やバイタルチェックなどを拒否するケースがあり、健康状態が把握できず、必要と思われる医療機関の受診につながらないという課題がある。また、高齢化に伴った体力の低下や認知症の疑いが見られる場合があり、医療や福祉につなげる支援が課題である。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、巡回相談指導事業において、看護師や保健師、精神保健福祉士の同行による健康相談、保健指導、精神保健相談を行う。  〇巡回相談指導事業において、受診を要するホームレスを把握した場合には、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、必要な治療を受けることができるよう、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、医療機関への受診につなげていく。 | | | |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　２　保健・医療の確保  （３）結核対策の推進 | | | |
| 実施計画内容 | ○大阪市を除く府域では、平成13年度より検診車を巡回して結核健診を実施してきましたが、ホームレスの減少に伴い受診希望者も減少傾向にあります。しかしながら、受診希望者は結核を疑う症状を自覚している人や不安を感じている人が多い状況です。そのため、直ちに医療機関を紹介し、胸部エックス線検査、喀痰検査や血液検査を速やかに実施し、早期発見、早期治療に結びつける必要があります。  今後は、巡回相談指導事業において、ホームレスより結核についての相談や受診の希望を把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への早期受診につなげます。  〇大阪市域においても、巡回相談指導事業において、ホームレスより結核についての相談や受診の希望を把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への早期受診につなげます。  〇保健所は、特に結核にり患していることが判明したホームレスについて、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、関係機関と連携して、訪問による服薬支援等の実施や、ホームレスが安心して治療に専念できるよう結核医療の公費負担制度や無料低額診療事業の情報提供をしていきます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○健康状態の把握に努めた。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○必要な情報の提供や健康状態を把握した。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○健康相談とあわせて、必要な情報を届けることが重要である。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後は、巡回相談指導事業による訪問時などの機会を捉え対象者を受診に結びつけることが効果的であると考える。  ○結核の疑いがある場合は、速やかな対応が必要である。医療機関の受診を希望する場合、保健所は巡回相談指導事業や福祉事務所などの関係機関と協力し、受診につなげていく。  ○受診したホームレスが結核患者と診断された場合、保健所は治療中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、服薬支援（DOTS）等の支援を行っていく。 | | | |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課  健康医療部保健医療室感染症対策企画課 | | | |